

かながわ健康プラン21推進会議設置要綱

(設置)

第1条 21世紀の神奈川県における県民健康づくり運動の指針である「かながわ健康プラン21(第2次)」(以下「健康プラン」という。)を県民、企業、学校、行政が一体となり、円滑に推進するために、「かながわ健康プラン21推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(推進会議の構成等)

第2条 推進会議の構成は、別表のとおりとする。

(会長等)

第3条 推進会議に会長1名及び副会長2名以内を置く。

- 2 会長は、委員が互選し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会議の議長を務め、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 健康プラン推進のための総合調整に関すること。
- (2) 健康プランの普及啓発に関すること。
- (3) 健康プラン推進の評価に関すること。
- (4) 健康づくりに向けた体操推進運動に関すること。
- (5) その他健康づくりに関すること。

(部会)

第5条 会長は、健康プラン推進上特に必要な課題について、検討及び推進するために部会を設置することができる。

(運営)

第6条 推進会議及び部会は、必要により会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議及び部会に出席させることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課及び公益財団法人かながわ健康財団が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

(別表)

(公社)神奈川県医師会
(公社)神奈川県栄養士会
(公社)神奈川県看護協会
(公財)かながわ健康財団
神奈川県厚生農業協同組合連合会
神奈川県国民健康保険団体連合会
(公社)神奈川県歯科医師会
神奈川県私学保護者会連合会
神奈川県消化器がん検診機関一次検診連絡協議会
(一社)神奈川県商工会議所連合会
神奈川県商工会連合会
神奈川県消費者団体連絡会
神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会
(公社)神奈川県食品衛生協会
(公財)神奈川県スポーツ協会
神奈川県スポーツ推進委員連合会
神奈川県地域婦人団体連絡協議会
(一社)神奈川県調理師連合会
神奈川県PTA協議会
神奈川県民生委員児童委員協議会
(公社)神奈川県薬剤師会
神奈川県立高等学校PTA連合会
NPO法人神奈川県レクリエーション協会
(公財)神奈川県老人クラブ連合会
神奈川県労働者福祉協議会
(株)神奈川新聞社
(福)神奈川県社会福祉協議会
禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議
健康保険組合連合会神奈川連合会
(株)テレビ神奈川
(公財)神奈川県公園協会
全国健康保険協会神奈川支部
厚生労働省神奈川労働局
横浜市健康福祉局
川崎市健康福祉局
相模原市健康福祉局
横須賀市健康部
藤沢市福祉健康部
茅ヶ崎市保健所
神奈川県都市衛生行政協議会
神奈川県町村保健衛生連絡協議会
神奈川県健康医療局